

第2回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 午前9時～午前10時28分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 13名
会長 15番
会長代理 1番
委員 3番 4番 5番 6番 7番 8番
10番 11番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 (2名) 2番 9番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (1件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3件)
 - ③ 農地法第5条申請の取下げ願い (2件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 5件)
 - 日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 2件)
 - 日程第6 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに伴う
関係機関の意見について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 局長補佐 管理調整係長 主任 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第2回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員・〇〇委員・〇〇推進委員より所用のため出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、3番〇〇委員と4番〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が1件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1ページです。①合意解約申出書1件です。番号1。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇 土地の所在 湧水町川西字四ツ枝〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年2月24日から令和9年12月31日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年7月3日です。以上です。
- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件です。番号1。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇子。権利取得日、令和5年4月14日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字日添〇〇 地目は牧場で面積は〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和5年4月14日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字日添〇〇 地目は牧場 面積は〇〇〇〇㎡。外に6筆ありまして牧場2筆畑5筆の計7筆 合計面積〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、湧水町恒次 〇〇〇〇。権利取得日、令和5年5月15日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字辻〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡。外に7筆ありまして、田7筆 畑1筆の計8筆 合計面積〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 次に、農地法第5条申請の取下げ願いが2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページです。はじめに、資料の修正をお願いします。資料3ページ、番号1の土地の所在の地番について。北方老神原〇〇とある地番を〇〇へ修正をお願いします。申し訳ございませんでした。それでは説明いたします。農地法第5条申請の取下げ願いについて。番号1。7月の第37回定例総会で、第5条の規定による所有権移転の許可申請がありました議案第394号について、申請者である 受人 湧水町川西〇〇番地 〇〇〇〇、及び渡人 湧水町恒次〇〇番地 〇〇〇〇 より、令和5年8月4日付で改めて、第4条申請により申請を行いたいとの理由により、第5条申請の取下げ願いが提出されました。土地については、北方字老神原〇〇 地目畑 〇〇〇〇㎡ 外1筆 合計2筆 〇〇〇〇㎡です。よって議案第394号について、取下げの承認をお願いします。続いて番号2。6月の第36回定例総会で、第5条の規定による所有権移転の許可申請がありました議案第384号につきまして、申請者である 受人 湧水町幸田〇〇 〇〇〇〇 及び渡人 湧水町稲葉崎〇〇 〇〇〇〇 より、令和5年8月7日付で改めて、第4条申請により申請を行いたいとの理由により、第5条申請の取下げ願いが提出されました。土地については稲葉崎字内田〇〇 地目田 〇〇〇〇㎡です。よって議案第384号について、取り下げの承認をお願いします。こちらの2件の取下げ願いについては、県の指導により、転用事実のあった者が、第4条申請で申請し、地目を変更した後で譲渡等を行って下さいとのことであるため、今回、第5条申請による申請を取下げます。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 なければ、以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページです。日程第1 議案第2号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号1号から8号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上

げます。田〇〇〇〇㎡，畑〇〇〇〇㎡の小計〇〇〇〇㎡です。次に5ページです。総括表になります。こちらも合計だけ申し上げます。賃貸借分については田〇〇〇〇㎡ 畑〇〇〇〇㎡，使用賃貸分については田〇〇〇〇㎡ 畑〇〇〇〇㎡です。合計で田が〇〇〇〇㎡，畑が〇〇〇〇㎡の計〇〇〇〇㎡です。詳細については6ページ以降に記載してありますのでお目通しください。以上です。

議 長 まず，整理番号1号から整理番号4号を審査します。整理番号1号から整理番号4号については，農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に，4番〇〇委員が抵触しますので，退席を求めるため，暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号から整理番号4号について，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号から整理番号4号については，承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号4号については，承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため，暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に，整理番号5号を審査します。整理番号5号については，農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に，5番〇〇委員が抵触しますので，退席を求めるため，暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号5号について，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号5号については，承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号5号については，承認することに決定しました。〇〇委員の出席を求めるため，暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に，整理番号6号から整理番号8号を審査します。整理番号6号から整理番号8号について，ご質問ご意見等ござい

ませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号6号から整理番号8号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号6号から整理番号8号については、承認することに決定しました。以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第3号から議案第5号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第3号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字中溝〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人, 湧水町川西 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積, 〇〇〇〇㎡です。労力総数2。申請事由 義理になります。次に議案第4号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字四ツ枝〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇〇〇㎡。外にもう1筆ありまして, 計2筆の〇〇〇〇㎡です。渡人, 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積, 〇〇〇〇㎡です。労力総数は1。申請事由, 規模拡大。売買価格は全部で20万円です。次に議案第5号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字今村〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇〇〇㎡。外にもう1筆ありまして, 計2筆の〇〇〇〇㎡です。渡人, 鹿児島市 〇〇〇〇。受人, 始良市加治木町 〇〇〇〇。経営面積, 〇〇〇〇㎡です。労力総数1。申請事由, 規模拡大。売買価格は全部で15万円です。以上です。

議 長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず、議案第3号について審議します。議案第3号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 13番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第3号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については、別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件はすべて整っており、特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第3号は調査委員の報告は許可相当ということ
です。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第3号につきましては、許可相当と認め許可す
ることに決定しました。次に、議案第4号について審議します。議案第4
号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願い
します。

1 3 番 13番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第4号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については、別紙現地調査報告書
一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と
議案参考資料の1ページ、4ページ、5ページをご参照ください。調査事
項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており、
特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調
査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第4号は調査委員の報告は許可相当という
ことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第4号につきましては、許可相当と認め許可す
ることに決定しました。次に、議案第5号について審議します。議案第5
号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願い
します。

1 3 番 13番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第5号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の1ページ、6ページから7ページをご参照ください。調査事
項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており 特
に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査
意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第5号は調査委員の報告は許可相当という
ことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第5号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第6号から議案第10号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 10ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第6号、土地の所在 米永字狩集〇〇 地目畑 農振内。面積〇〇〇〇m²。地種は2種。申請人は、湧水町木場 〇〇〇〇。形態は転用。用途は牛舎・堆肥舎。申請事由は、畜産経営の規模拡大を図るため、牛舎・堆肥舎を建設したいためです。続いて議案第7号、土地の所在 稲葉崎字 内田〇〇 田 農振外 〇〇〇〇m² 地種は2種。申請人は、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。形態は転用。用途は山林。申請事由は、周囲を山林に囲まれており、鳥獣被害が多く生産性が低いため、申請地に植林を行い活用したいためです。続いて議案第8号、土地の所在 北方字老神原〇〇他1筆 畑計2筆 農振外 〇〇〇〇m²。地種は2種。申請人は、湧水町恒次 〇〇〇〇。形態は転用。用途は一般住宅、精米所、駐車場他。申請事由は、既に住宅・精米所を整備しており、正式に転用許可を申請したいためです。続いて議案第9号、土地の所在 田尾原字天神〇〇 畑 農振外 〇〇〇〇m² 地種は2種。申請人は、湧水町田尾原 〇〇〇〇。形態は転用。用途は倉庫。申請事由は、住居敷地内が狭いため、倉庫を新たに建築したいためです。続いて議案第10号、土地の所在 田尾原字天神原〇〇 畑 農振外 〇〇〇〇m² 地種は2種。申請人は、湧水町田尾原 〇〇〇〇。形態は転用。用途は農家住宅。申請事由は、申請地に農家住宅を建築したいためです。周辺の〇〇番地及び〇〇と一体的に利用します。以上です。
- 議 長 順を追って審議します。まず、議案第6号について審議します。議案第6号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 12番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第6号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の8ページから12ページを参照してください。周囲の状況は、北は牛舎、東は道路、南は畑、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書などがありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する

許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第6号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め農用地区域内農地であることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第6号については、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。

議長 次に、議案第7号について審議します。議案第7号については、6月27日開催の第36回定例総会の日程第4農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についての議案第384号において、現地調査の報告が既におこなわれておりますので、今回の報告については事務局から報告いたします。

事務局 農地法第4条に係る議案第7号の現地調査の報告をいたします。現地調査につきましては6月に実施しておりますので、日時・委員については省きます。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の8ページ、13ページから16ページを参照してください。周囲の状況は、北は山林、東は山林、南は道路、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書などがありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第7号は調査委員の報告は、許可相当ということですが。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第7号については、許可相当と認め、県知事に

進達することにご決定しました。

議長 次に、議案第8号について審議します。議案第8号については、7月13日開催の第37回定例総会の日程第4農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についての議案第394号において、現地調査の報告が既におこなわれておりますので、今回の報告については事務局から報告いたします。

事務局 農地法第4条に係る議案第8号の現地調査の報告をいたします。現地調査につきましては7月に実施しておりますので、日時・委員については省きます。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の8ページ、17ページから20ページを参照してください。周囲の状況は、北は畑、東は宅地、南は道路、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書などがありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第8号は調査委員の報告は、許可相当と
いうことです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号については、許可相当と認め、県知事に
進達することにご決定しました。

議長 次に、議案第9号について審議します。議案第9号につきましても、現地
調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 農地法第4条に係る議案第9号の現地調査の報告をいたします。調査日時、
調査委員等については別紙 現地調査報告書をご覧ください。申請地、申
請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の8ページ、21ペー
ジから24ページを参照してください。周囲の状況は、北は宅地、東は道
路、南は宅地、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当あ
りません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添
付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書などがあ
りました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に
照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転

用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第9号は調査委員の報告は、許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号については、許可相当と認め、県知事に進達することにご決定しました。

議長 次に、議案第10号について審議します。議案第10号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 農地法第4条に係る議案第10号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の8ページ、25ページから28ページを参照してください。周囲の状況は、北は宅地、東は宅地、南は宅地、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、建物平面図、被害防除計画書及び誓約書、始末書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第10号は調査委員の報告は、許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第10号については、許可相当と認め、県知事に進達することにご決定しました。以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第11号から第13号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 12ページです。日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可

申請について。議案第11号。権利，所有権移転。所在，米永字下床並〇〇 登記簿地目田 農振外 〇〇〇〇㎡。二種農地。渡人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇〇〇〇。用途駐車場。申請事由，隣接地に店舗を開設するにあたり，車両の展示場にするためです。続いて議案第12号。権利，所有権移転。所在，田尾原字天神原〇〇 畑 〇〇〇〇㎡他1筆 計2筆 農振外 計〇〇〇〇㎡。渡人，湧水町田尾原 〇〇〇〇他1名，受人，霧島市横川町 〇〇〇〇。用途一般住宅。申請事由，現在賃貸住まいのため，親の居住する隣接地に住居を建設したいためです。続いて議案第13号。権利，所有権移転。所在，田尾原字天神原〇〇 畑 農振外 〇〇〇〇㎡。渡人，湧水町田尾原 〇〇〇〇，受人，湧水町田尾原 〇〇〇〇。用途農家住宅。申請事由，申請地に農家住宅を建築したいためです。なお周辺の〇〇番地及び〇〇と一体的に利用します。以上です。

議長 順を追って審議します。まず，議案第11号について審議します。議案第11号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

12番 12番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第11号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の29ページから33ページをご参照ください。周囲の状況は，北は田，東は駐車場，南は道路，西は道路です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図・配置図，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可に関する調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，議案第11号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第11号については，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。

議長 次に，議案第12号について審議します。議案第12号につきましても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

- 1 番 はい1番。えーと議案番号のですね、9番、10番、それから12番、13番というのは同じところですよ。この申請がでてきた元々の発端というのは、最初に農家住宅を建てた人が、自分の宅地外のところに入り込んで家を造ってしまったということから、色々揉めていた形跡があって、今のこの3軒の関係者といいますか、その方々が集まって、色々話し合いをして宅地内のところに住宅が全部入るように線引きを行って、そこで話し合いがついて、この宅地の面積が確定をして、今回の申請になったということが基本になっております。農地法第5条に係る議案第12号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の29ページ、34ページから36ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は宅地、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第12号は調査委員の報告は許可相当ということですよ。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。議案第12号については、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。
- 議長 次に、議案第13号について審議します。議案第13号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 農地法第5条に係る議案第13号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の29ページ、37ページから40ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は宅地、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準

に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、私の方からお聞きしたいのですが、本来なら総会の前に事務局と打合せすべき問題なのですが、この〇〇〇〇さんの分、5条で出ていますけど、前に〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは5条で出して、4条で出し直しなさいという県の指導があったのですが、これは5条の申請でいいということですか。局長はどうですか。事務局。

事務局長 〇〇〇〇さんの申請につきましては、前回5条申請ということで、進達の決定をしていただいて、県に5条の許可申請ということで進達しましたが、県から「これは本来であれば4条許可申請である。」との指導を受けましたので、今回5条申請を取り下げていただいて、改めて4条申請ということになりました。これについては、私のこれまでの取り扱いが間違っていたということで、皆様方には大変ご迷惑をお掛けしました。本来ならば県からの指導があったように、無断転用した方が農地法の許可を受けて、それを是正してから売買等とおこなうのが本来であるということが県の指導でございました。これまで私が事務処理をしてきました5条申請の取り扱いといたしますか、その解釈が間違っておりました。皆様方には大変ご迷惑をお掛けしました。今後は、農地法の4条・5条の解釈につきましては十分検討し、県の指導を受けながら適正な農地法の事務処理に努めていきたいと思っております。今回の事務処理については、大変申し訳ございませんでした。お詫びいたします。

議長 県も5条申請でいいということですか。

事務局長 無断転用した方が申請をするということですので、今回の5条申請については、〇〇〇〇さんが他人の土地に入って無断転用したということですので、5条申請という取り扱いです。前回の〇〇〇〇さんの件については、〇〇〇〇さんのお父さんであります〇〇〇〇さんが無断転用したということでしたので、4条申請となります。その後許可を受けて地目をしてから、〇〇〇〇さんに売却することは問題ないとのことでした。

議長 事実はよくわかります。〇〇〇〇さんが、他人に土地に無断で家を造ってしまったから、それを改めてするということですけど、県の指導によると、土地の所有者が転用してから譲渡しなさいということですよ。しかし今回は、譲受人が申請をしなさいということですよ。私は矛盾をしていると思うのですが。なぜ以前の5条申請はだめで、今回はなぜ良いのか。

事務局長 県の指導としましては、無断転用をした方が申請をなさないと。持ち主であれば4条申請となり、他人がした場合は5条申請となります。それが農地法の本来の取り扱いであるとの指導でありましたので、今回このような取り扱いをさせていただきました。

議 長 わかりました。あとで、再度取り下げ願いは出ないですね。

事務局長 県にも確認しておりますので、取り下げ願いは出ないと思います。

議 長 他にございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第13号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第13号については、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。以上で農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを終わります。

議 長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第14号から議案第15号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第14号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、木場字諏訪○○ 地目は田 面積○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、周囲を山林に囲まれており耕作放棄のため荒廃化した。また昭和50年頃農地法の許可を得ずに植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第3号、第4号、第6号、第9号です。次に議案第15号。願出人、奈良市 ○○○○。土地の所在、般若寺字湯ノ元○○ 地目は田 面積は○○○○㎡。外3筆ありまして、計4筆の合計面積○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、20年以上前より荒廃農地となり、耕作に不向きな土地であるため。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第3号です。以上です。

議 長 順を追って審議します。まず、議案第14号について審議します。議案第14号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

12番 12番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第14号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書

と議案参考資料の41ページから44ページをご参照ください。調査意見は、植林されてから20年以上経過しており、また周囲を山林に囲まれているため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第14号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案14号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第15号について審議します。議案第15号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

13番 13番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第15号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の45ページから57ページをご参照ください。調査意見は、20年以上前より耕作放棄により荒廃農地となり、耕作に不向きな土地であるため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は原野等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第15号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案15号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。ここで暫時休

憩します。

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。日程第6 議案第16号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに伴う関係機関の意見について を議題とします。町長から意見を求められています。事務局の説明を求めます。

事務局 資料15ページになります。日程第6 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに伴う関係機関の意見について 議案第16号。こちらについては、別添でお配りしましたとおり、改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、本町の基本構想の見直しが行われ、8月8日付けで湧水町長より湧水町農業委員会へ意見を求められているものです。本日は、湧水町役場産業振興課 ○○補佐より説明をいただきたいと思います。

○○補佐 お疲れ様です。役場産業振興課の○○と申します。よろしく申し上げます。それでは、別冊で、湧水町長名で「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに伴う関係機関の意見について というのが配られているかと思しますので、そちらで説明をさせていただきます。開けて1ページのところをご覧いただきたいのですが、今回の見直しにつきましては、先ほどありましたように、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正されたことに伴いまして、本町も基本的な構想というものを見直しを行いまして、関係機関の意見を聴取する必要があるということで、今回提案をさせていただいております。修正内容としましては、人・農地プランという農地の利用計画が作成されているわけなんですけど、それを地域計画ということで、地域に下して、将来農地をどうするか話し合いを行いましょうという形で法定化したことに伴う見直しになります。主な改正点につきましては、別紙の15ページの中段において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への目標ということで、地域計画という文言を盛り込んで、新たに目標の文面を変更あります。後は、語句の修正になります。県の基本方針が、個別経営体が個人経営体、組織経営体が団体経営体ということで変更しております。利用権設定等促進事業が廃止されまして、新しいかたちで地域計画推進事業が新設されたということで、その事業名が変更になります。その他、県の基本方針が定められましたが、それに合わせた細かい字句の修正が主なものとなっております。以上簡単ですが、説明を終わります。

議長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第16号については、原案のとおり承認

することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第16号につきましては、原案のとおり承認することに決定しました。以上で、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに伴う関係機関の意見について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第2回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時28分

3 番

4 番

議 長
